

日高市生活排水処理基本計画

令和8年3月

日 高 市

目次

第1章	計画の基本的事項	1
1.	策定の趣旨	1
2.	計画の位置付け	1
3.	計画の期間	2
第2章	市域の現況	3
1.	地理的、地形的特性	3
2.	気候的特性	4
3.	人口・世帯数の動向	4
4.	産業の動向	5
5.	土地利用状況	8
6.	生活排水の処理状況	11
7.	水環境、水質保全に関する状況等	12
8.	アンケート調査結果	13
第3章	計画の基本方針	19
1.	基本方針	19
2.	基本構想	21
第4章	各主体の役割と進捗管理	28
資料編		29

第1章 計画の基本的事項

1. 策定の趣旨

本市における生活排水処理*は、公共用水域*の水質保全*と快適な生活環境の確保に直結する重要な課題です。本市では、公共下水道*の都市計画決定が1981（昭和56）年10月になされ、浄化センターが1988（昭和63）年12月に供用開始されました。以後、処理区域を拡張し、1997（平成9）年5月からは農業集落排水事業の整備も進めてきました。これらの処理区域以外の区域については合併処理浄化槽の生活排水処理施設の整備を促進しています。

埼玉県では、埼玉県生活環境保全条例第16条に基づき、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な計画として、「埼玉県生活排水処理施設整備構想*」を策定し、生活排水処理人口普及率100%を目指しています。2023（令和5）年度末現在では、埼玉県の生活排水処理人口普及率は94.0%まで整備が進んでいます。

本市においても、前計画である2016（平成28）年3月策定の「日高市生活排水処理基本計画」に基づき、整備手法の見直しが必要な区域の検討を行い、農業集落排水施設の公共下水道への接続、合併処理浄化槽の設置促進など、生活排水処理対策を総合的に推進してきました。その結果、2024（令和6）年度末現在における本市の生活排水処理人口普及率は90.7%まで向上しています。

本計画の策定に当たっては、これまでの取組の成果や課題を踏まえつつ、アンケート調査、市民コメントの実施など、市民参加の機会を確保しながら、長期的かつ総合的な視点から検討を行いました。本計画は、今後の公共用水域の水質保全と快適な生活環境の実現に向け、生活排水処理人口普及率100%を目指す2049（令和31）年度までの生活排水処理に関する基本方針を示すものです。

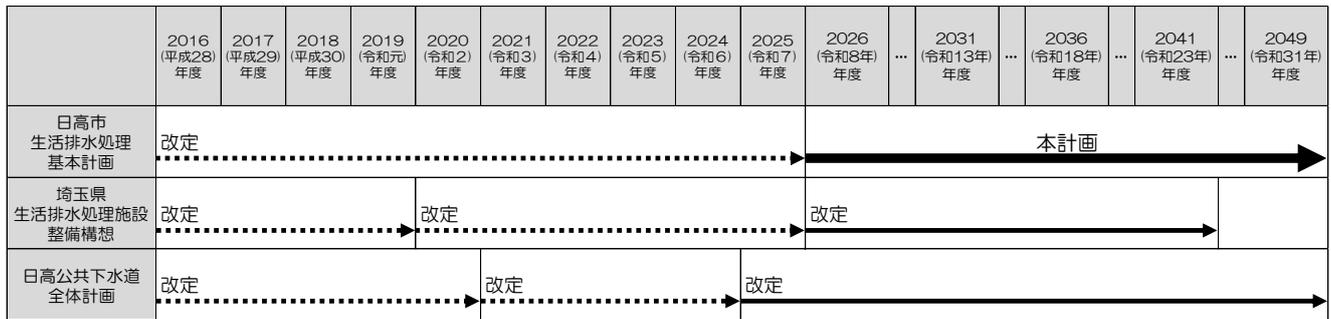
2. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律*」（以下「廃棄物処理法」とします。）第6条第1項の規定に基づくものです。また、策定に当たっては、埼玉県が公表する「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル（2025（令和7）年2月）」（以下「県マニュアル」とします。）に準拠するとともに、生活排水処理と密接な関係を有する「日高公共下水道全体計画*（2025（令和7）年3月）」と整合を図りました。

3. 計画の期間

本計画の目標年度は2049（令和31）年度とします。

なお、中間目標年度を2031（令和13）年度、2036（令和18）年度及び2041（令和23）年度に設定します。ただし、上位計画や関連計画の見直し、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとしてします。



■ 計画の期間図

第2章 市域の現況

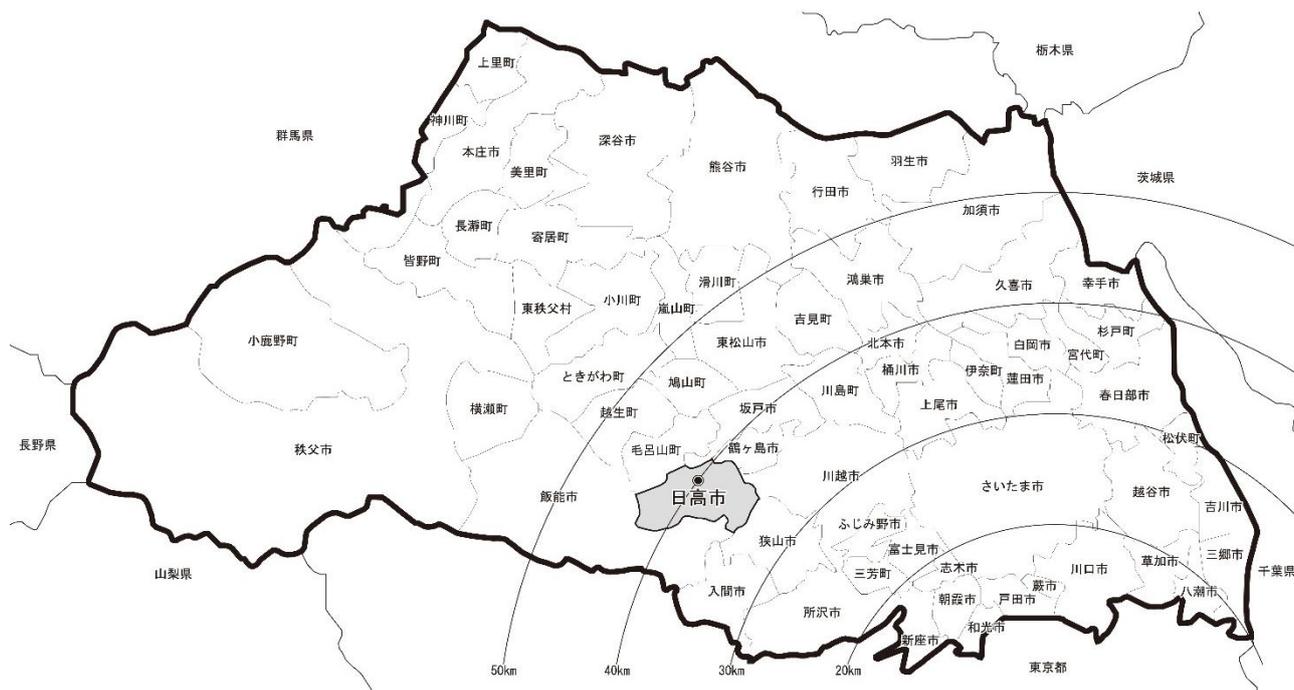
1. 地理的、地形的特性

埼玉県南西部に位置する本市は、都心から約40km圏内にあり、川越市、飯能市、狭山市、坂戸市、鶴ヶ島市及び毛呂山町の5市1町にそれぞれ接しています。

市域としては、東西11.1km、南北6.0km、面積は47.48km²で、中央部の標高が73m、東経139度20分、北緯35度54分に位置しています。

地勢としては、西部に日和田山を始めとする奥武蔵の山々を望み、東部に武蔵野台地が広がり関東平野の西端に位置します。また、正丸峠付近に源を発する清流高麗川は、日高市に入って東に流れ、途中で北東に流れを変え坂戸市を経て越辺川に合流しています。

道路は、一般国道299号、407号、主要地方道3路線、一般県道4路線が縦横に走り、更に首都圏中央連絡自動車道が東部地域を南北に縦断しています。また、鉄道は中央部にJR八高線、東部にJR川越線及び西部に西武池袋線が通り、都心まで1時間余りという便利さなどから自然に恵まれた首都近郊都市として発展してきました。



■日高市位置図

2. 気候的特性

本市の年平均気温、年平均最低気温及び年平均最高気温は、おおむね上昇傾向です。

年間降水量は、近年減少していますが、局所的な豪雨の発生頻度の増加による浸水や土砂災害のリスク等もあり、今後も気象の変化に留意する必要があります。

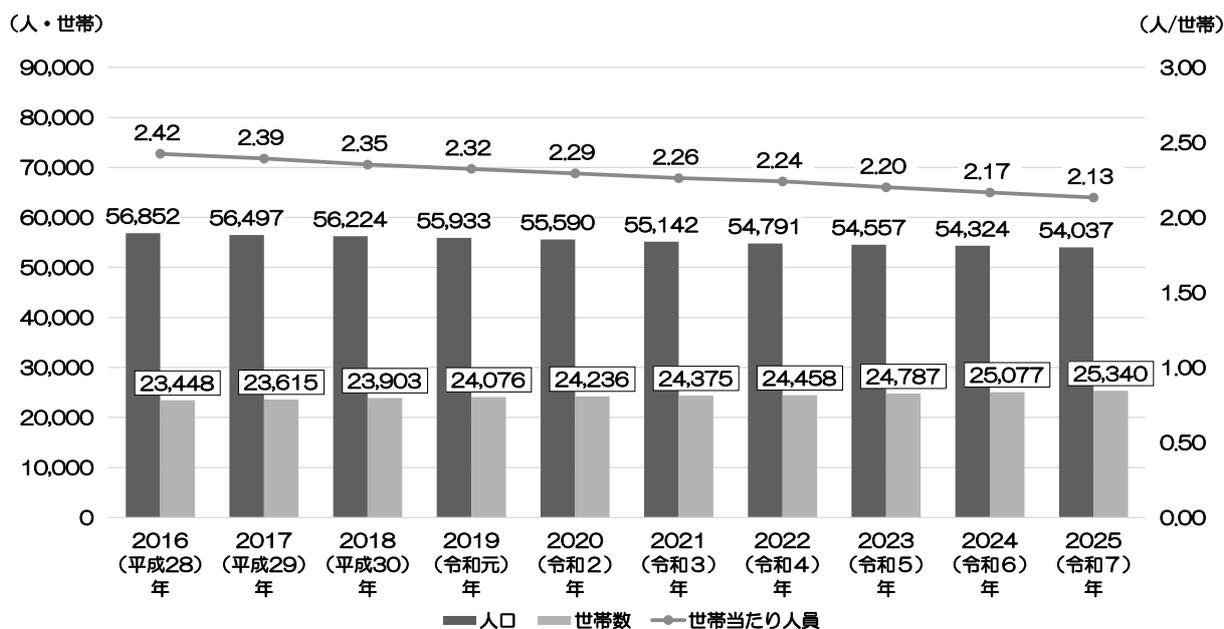
■本市の気温と降水量の推移

年	気温（℃）			年間降水量 （mm）
	年平均	年平均最高	年平均最低	
2019 （令和元）	15.3	27.9	6.2	2,102.0
2020 （令和2）	15.3	27.6	6.4	1,570.5
2021 （令和3）	15.2	27.3	6.2	1,479.0
2022 （令和4）	15.2	28.1	6.2	1,428.0
2023 （令和5）	16.5	28.5	6.6	1,004.0

出典：「統計ひだか」（日高市）

3. 人口・世帯数の動向

本市の人口及び世帯数の推移を見ると、総人口の減少と反比例して世帯数は増加しており、核家族世帯や単身世帯が増加していることがうかがえます。



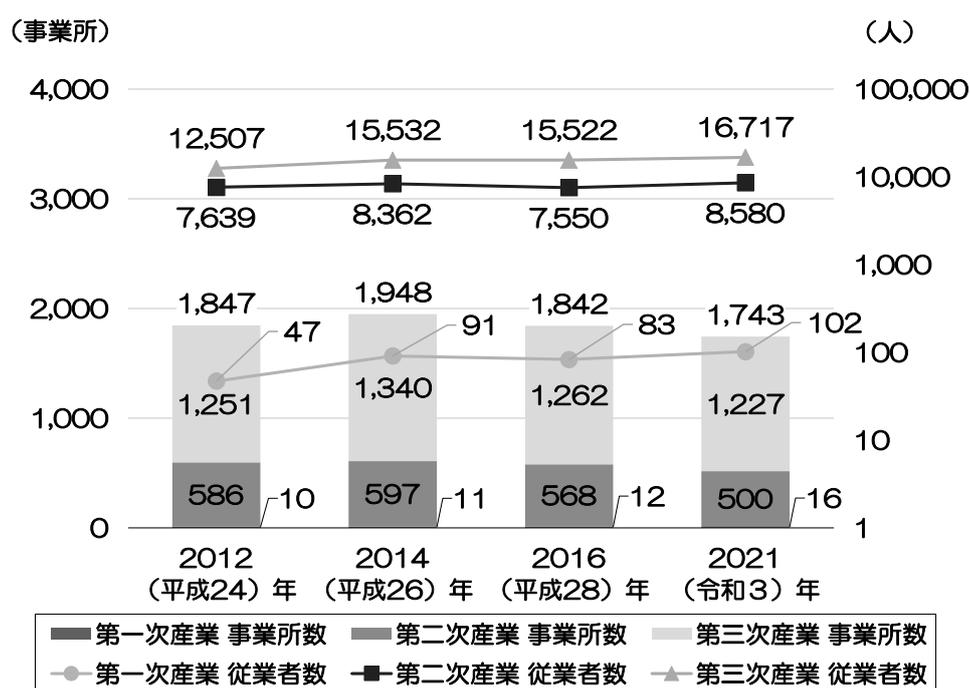
■本市の人口と世帯数及び世帯当たり人員数の推移

出典：統計ひだか（日高市）

4. 産業の動向

(1) 産業別事業所数と従業者数

本市の産業は、事業所数・従業者数ともにサービス業を主とした第三次産業*が最も多く、製造業を主とした第二次産業*も一定の割合を占めています。推移を見ると、第二次産業及び第三次産業の事業所数は、2014（平成26）年をピークに減少している一方で、従業者数は2014（平成26）年以降も増加傾向です。また、第一次産業*では、事業所数の増加とともに従業者数も増加傾向です。

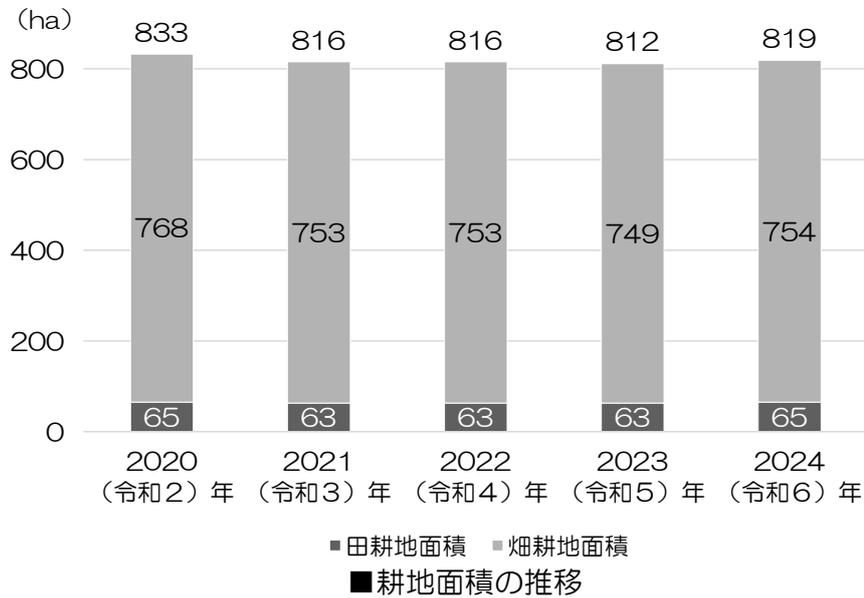


■ 産業分類別事業所数と従業者数の推移

出典：埼玉県統計年鑑

(2) 農業

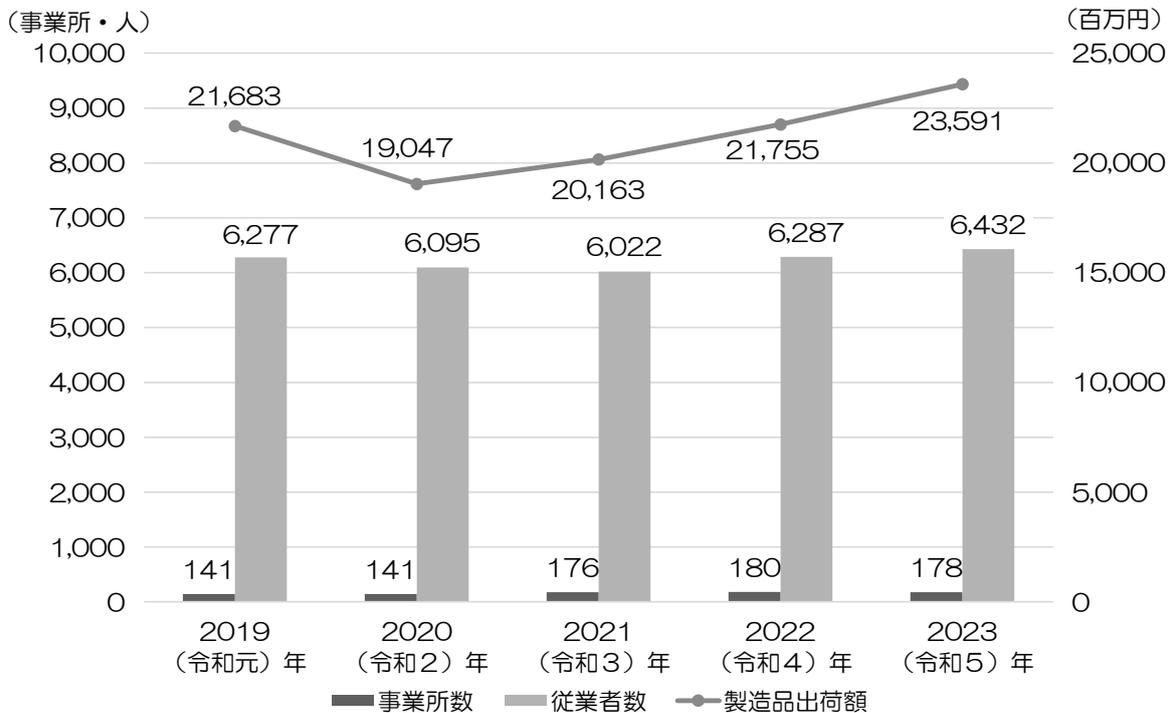
本市の耕地面積は、田耕地面積はほとんど変化がない一方で、畑耕地面積は2023(令和5)年から2024(令和6)年にかけては増加したものの直近5か年を見ると減少傾向です。



出典：作物統計（農林水産省）

(3) 工業

本市の製造業は、2019(令和元)年から2020(令和2)年にかけて事業所数、従業者数及び製造品出荷額の全てで新型コロナウイルス感染症*による余波と考えられる落ち込みが見られますが、以降は増加傾向で、順調な回復がうかがえます。



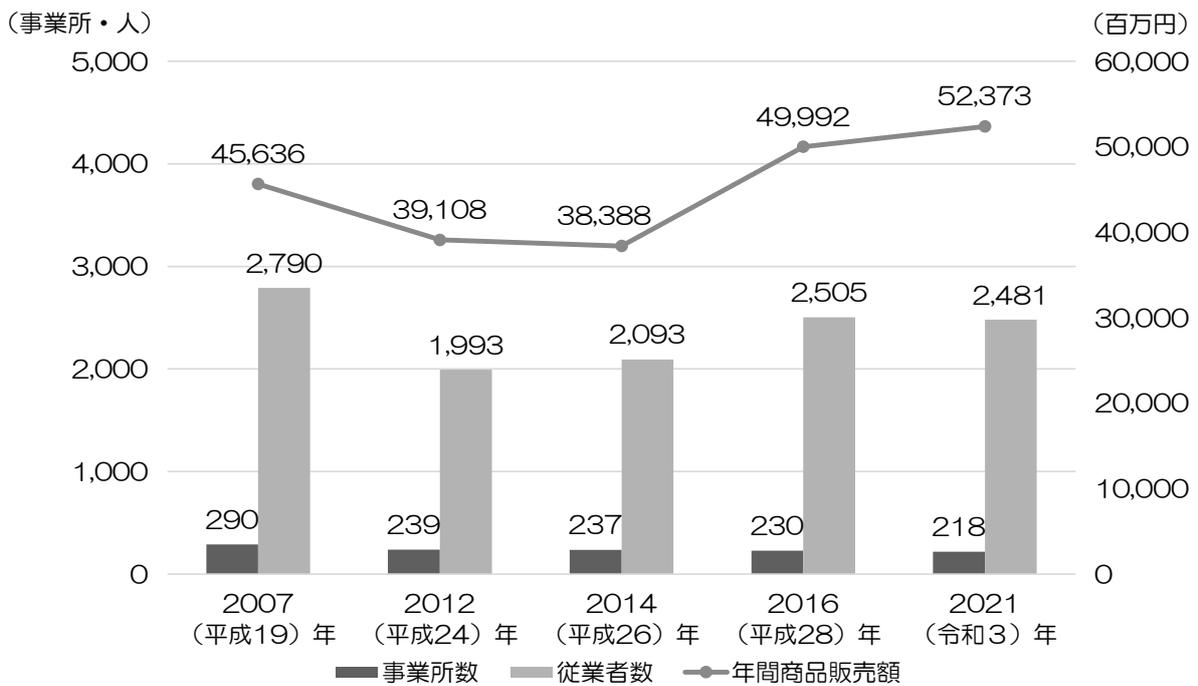
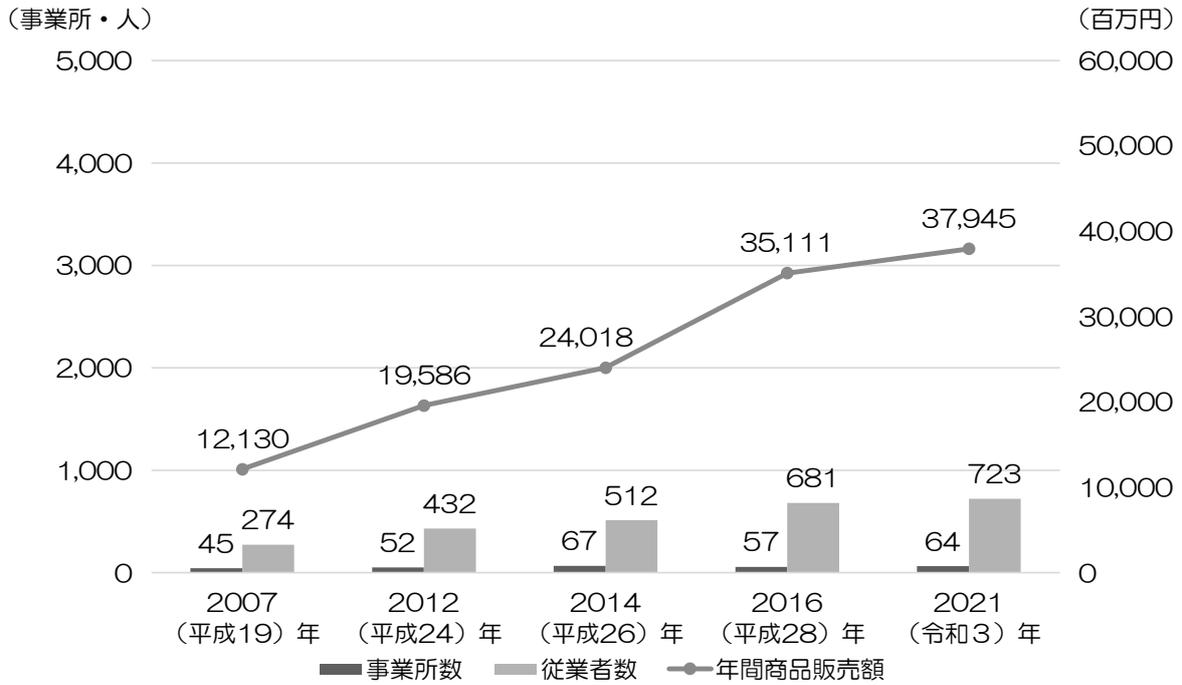
■本市の製造業における事業所数、従業者数、製造品出荷額の推移

出典：工業統計、経済センサス-活動調査、経済構造実態調査

(4) 商業

本市の卸売業における事業所数は、2014（平成26）年度から2016（平成28）年度にかけて一度は減少しているものの、2007（平成19）年度から2021（令和3）年度にかけて増加傾向で、従業者数及び年間商品販売額は増加しています。

一方、小売業は、年々事業所数は減少しており従業者数も減少傾向ですが、年間商品販売額は2016（平成28）年度以降増加しています。



出典：商業統計、経済センサス-活動調査

5. 土地利用状況

(1) 土地利用規制

本市は、行政区域の全域が川越都市計画区域*に指定されているとともに、区域区分によって市街化区域*約 675.5ha、市街化調整区域約 4,072.5ha が指定されています。

市街化区域には用途地域*が指定され、住居系用途地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域）は約 508.5ha（75.4%）、商業系用途地域（近隣商業地域、商業地域）は約 21.8ha（3.2%）、工業系用途地域（工業地域、工業専用地域）は約 144.1ha（21.4%）となっており、住居系用途地域が大半を占めています。

■都市計画用途地域指定面積（令和7年12月18日現在）

用途区分	面積 (ha)	対用途地域 指定面積 構成比 (%)	対総面積 構成比 (%)
川越都市計画区域	4,748.0	—	100.00
市街化区域	675.5	—	14.23
用途地域	674.4	100.00	14.20
第一種低層住居専用地域	266.5	39.52	5.61
第二種低層住居専用地域	4.0	0.59	0.08
第一種中高層住居専用地域	88.1	13.06	1.86
第二種中高層住居専用地域	27.1	4.02	0.57
第一種住居地域	100.6	14.92	2.12
第二種住居地域	11.6	1.72	0.24
準住居地域	10.6	1.57	0.22
近隣商業地域	16.1	2.39	0.34
商業地域	5.7	0.85	0.12
準工業地域	25.8	3.83	0.54
工業地域	62.5	9.27	1.32
工業専用地域	55.8	8.27	1.18
無指定地域	1.1	—	0.02
市街化調整区域	4,072.5	—	85.77

(2) 将来計画（開発予定）

本市では、「第6次日高市総合計画」において将来都市像「誰もが安心して住み続けられるふれあい清流文化都市 日高」を実現するため、次の7つの「まちづくりの基本方針」を定めています。

基本方針1. 健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

基本方針2. 安全で快適に暮らせるまちをつくる

基本方針3. 子どもがのびのびと成長し地域の絆で育むまちをつくる

基本方針4. 豊かな自然と調和したまちをつくる

基本方針5. 魅力にあふれ活気に満ちたまちをつくる

基本方針6. 生涯にわたり生きがいを持って学べるまちをつくる

基本方針7. 信頼される行政運営を推進するまちをつくる

これらのまちづくりの基本方針に基づき、自然と都市の調和を図りつつ、人口減少社会等の課題に対応するため、これまでの土地利用の基本方針を継承しながら、総合的かつ計画的な土地利用の推進に向けた、基本的な在り方を次の9区分に整理し計画しています。

① 住居系地域

安心、安全で快適に暮らせる生活環境を保全し、鉄道駅を中心とする住宅地域や大規模住宅団地など地区の特性に応じて、周辺環境と調和した土地利用を図ります。

② 商業系地域

JR高麗川駅・武蔵高萩駅周辺という地区の特性に応じて、商業・業務機能としての土地利用を誘導します。

③ 工業系地域

首都圏中央連絡自動車道の整備効果を生かした企業誘致を進めてきており、周辺の住宅や自然環境に配慮し、既存の生産機能に加え、流通機能、研究開発機能などの土地利用を誘導します。

④ 産業系新市街地地域

首都圏中央連絡自動車道圏央鶴ヶ島インターチェンジに近接する国道407号周辺エリアについては、周辺の住宅や自然環境に配慮し、生産機能、流通機能、研究開発機能、商業機能などの多機能複合型の土地利用を誘導します。

⑤ 農業系地域

市中央部から東部にかけての畑作地については、特産の狭山茶、栗、ウド、ブルーベリーなどの栽培が盛んであり、安定した農業経営の確立のため、農業生産の基盤となる優良農地の確保及び有効活用を図ります。

⑥ 森林保全地域

市西部は県立奥武蔵自然公園となっており、首都近郊にありながら豊かな自然と魅力ある自然景観を保全し、水源かん養機能、土砂災害防止機能といった多面的機能の維持・確保のため、森林の適切な保全・管理を図ります。

⑦ 集落地域

高麗川に沿った地域は、歴史的・文化的資源、自然環境に配慮しつつ、居住環境と農業生産活動などの周辺環境と調和した集落地を形成します。

⑧ ゴルフ場

ゴルフ場については、緑地の保全や周辺環境との調和を念頭に置いた維持管理を働きかけます。

⑨ ふれあいゾーン

2017（平成29）年4月に全国初となる「遠足の聖地」宣言を行いました。市民を始め観光客などの憩いの場として、本市が誇る歴史・文化、豊かな自然とのふれあい空間を形成します。

6. 生活排水の処理状況

(1) 生活排水処理施設の整備状況

本市の下水道計画区域*には、一部川越市の区域(5.7ha)が含まれます。川越市500人分の下水処理人口を含む本市の生活排水処理率は、2020(令和2)年度以降は約80~90%で推移し、2024(令和6)年度における生活雑排水*処理率は90.7%であるのに対し、単独処理浄化槽*は8.0%、汲み取り便槽*は1.3%となっています。

なお、本市の農業集落排水施設(大谷沢地区)は、公共下水道施設への接続による下水処理場*への集約化を計画しており、関係機関との手続きが完了しているため、2024(令和6)年度における「農業集落排水施設」は「下水道」に合算しています。

■処理方式別人口の推移

(単位：人口(人)、構成比(%))

処理方式	2020 (令和2) 年度		2021 (令和3) 年度		2022 (令和4) 年度		2023 (令和5) 年度		2024 (令和6) 年度	
	人口	構成比								
計画処理区域内人口	55,642	100.0	55,291	100.0	55,057	100.0	54,824	100.0	54,537	100.0
生活雑排水処理人口	50,869	91.4	51,109	92.4	46,086	83.7	45,667	83.3	49,454	90.7
コミュニティ・プラント	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合併処理浄化槽	17,920	32.2	10,467	18.9	10,603	19.3	10,602	19.3	13,012	23.9
下水道(川越市500人含む)	32,640	58.7	40,347	73.0	35,211	64.0	34,779	63.4	36,442	66.8
農業集落排水施設	309	0.6	295	0.5	272	0.5	286	0.5	0	0.0
単独処理浄化槽	3,887	7.0	3,741	6.8	3,727	6.8	3,667	6.7	4,368	8.0
汲み取り便槽	298	0.5	292	0.5	293	0.5	415	0.8	715	1.3
その他(不明含む)	588	1.1	149	0.3	4,951	9.0	5,075	9.3	0	0.0

※ 小数点の四捨五入により、合計が100.0%にならない場合があります。
 ※ 処理人口の算定方法見直し等により年度によって数値に変動があります。

(2) 生活排水の処理主体

本市の処理方式別の処理主体は以下のとおりです。

■本市における処理方式別の処理内容と処理主体

処理方式	処理内容		処理主体
	し尿*	生活雑排水	
公共下水道	○	○	下水処理場 (日高市浄化センター)
合併処理浄化槽	○	○	し尿処理施設* (入間西部衛生組合*清掃センター)
単独処理浄化槽	○	×	
汲み取り便槽	○	×	

7. 水環境、水質保全に関する状況等

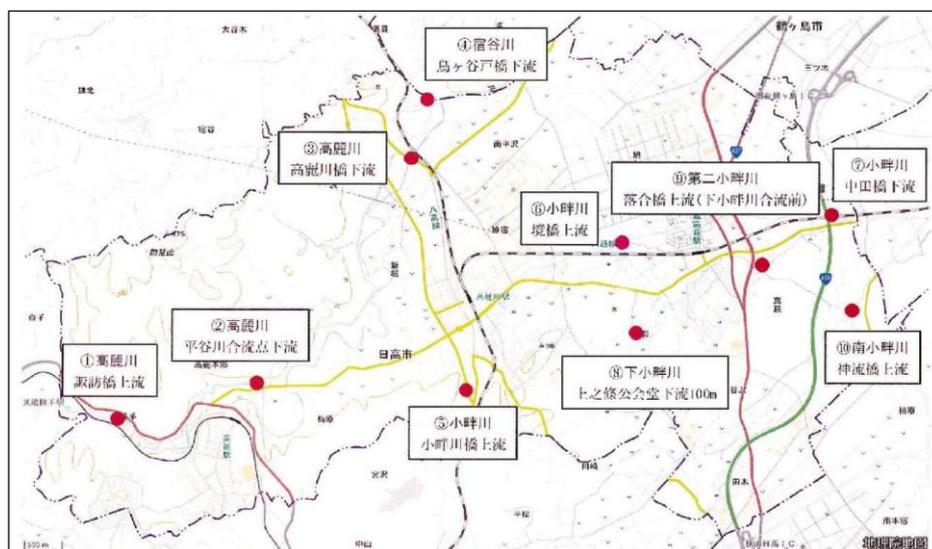
本市には高麗川、小畔川の水系があり、高麗川水系4か所、小畔川水系5か所、南小畔川1か所において、3年に1回、増水期（夏期）及び濁水期（冬期）に水質調査を行っています（2018（平成30）年度までは毎年実施）。

BOD（生物化学的酸素要求量）*の2024（令和6）年度の測定結果を見ると、南小畔川の神流橋上流の地点でのみ環境基準*を超過する測定日がありました。これは上流部にある市街地や事業場からの流入水による影響と考えられます。

■BODの測定結果

河川名	調査地点	河川類型	環境基準	調査時期	実績値			
					2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2021 (令和3) 年度	2024 (令和6) 年度
高麗川	①諏訪橋上流	A	2.0mg/L 以下	増水期	0.5 未満	0.5 未満	0.9	0.7
				濁水期	0.5 未満	1.3	1.3	0.5 未満
	②平谷川合流点下流	A		増水期	0.5	0.7	0.8	0.5 未満
				濁水期	0.5	1.4	1.1	0.5 未満
	③高麗川橋下流	A		増水期	0.5	0.5	1.9	0.9
				濁水期	0.5 未満	0.8	1.2	0.6
宿谷川	④鳥ヶ谷戸橋下流	(A)	増水期	0.6	0.5	0.7	0.7	
			濁水期	0.5 未満	0.5 未満	1.2	1.2	
小畔川	⑤小畔川橋上流	B	3.0mg/L 以下	増水期	0.5 未満	0.5	1.0	0.6
				濁水期	0.5 未満	0.9	1.6	0.7
	⑥境橋上流	B		増水期	8.2	0.7	0.7	0.5
				濁水期	4.8	9.6	2.3	0.7
	⑦中田橋下流	B		増水期	1.2	0.7	2.2	0.8
				濁水期	1.4	7.2	2.2	1.5
下小畔川	⑧上ノ条公会堂下流100m	(B)	増水期	0.5	0.8	1.1	0.8	
			濁水期	1.5	2.5	1.9	2.7	
第二小畔川	⑨落合橋上流	(B)	増水期	1.4	0.6	1.3	1.1	
			濁水期	0.6	1.4	2.2	1.3	
南小畔川	⑩神流橋上流	(B)	増水期	0.7	0.8	1.4	1.0	
			濁水期	1.9	0.9	3.6	3.9	

※ BODは高麗川で「A 類型」、小畔川で「B 類型」に指定されています。また、その他の河川では環境基準が適用されませんが、参考として流入先の河川類型*に準じてカッコ“()”書きで表記しました。



8. アンケート調査結果

本計画の策定に当たり、合併処理浄化槽又は単独処理浄化槽を使用する 1,300 世帯を対象に「浄化槽に関するアンケート調査」を実施しました。

〈 実施状況 〉

項目	内容
期間	2025（令和7）年7月28日～2025（令和7）年8月20日
対象	合併処理浄化槽又は単独処理浄化槽を使用する 1,300 世帯
方法	郵送による配布・回収及びオンラインによる回収

〈 回収結果 〉

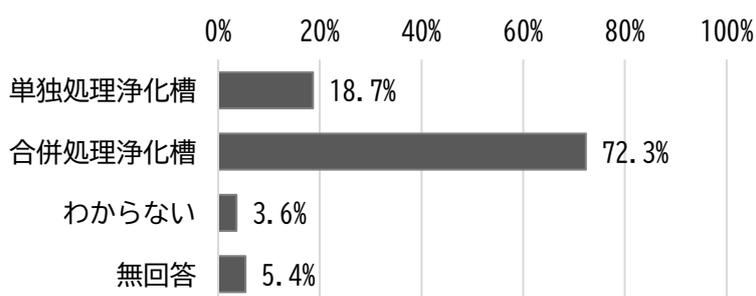
調査対象	配布数	回収数	有効回答数	有効回収率
市民	1,300	634 (内 web180)	631*	48.5%

* 無効回答3件除く

〈 調査結果の概要 〉

◆ ご自宅における生活排水の処理方式について

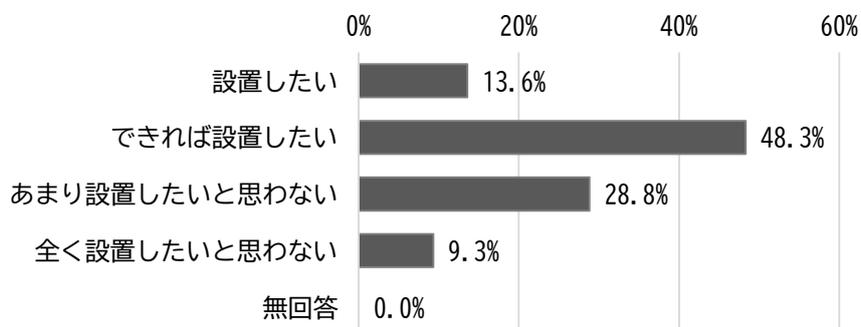
「合併処理浄化槽」が 72.3%と最も多く、次いで「単独処理浄化槽」が 18.7%、「わからない」が 3.6%となっています。



項目	回答数	比率
単独処理浄化槽	118	18.7%
合併処理浄化槽	456	72.3%
わからない	23	3.6%
無回答	34	5.4%
合計	631	100.0%

◆単独処理浄化槽を設置している世帯のうち、合併処理浄化槽への転換意向について

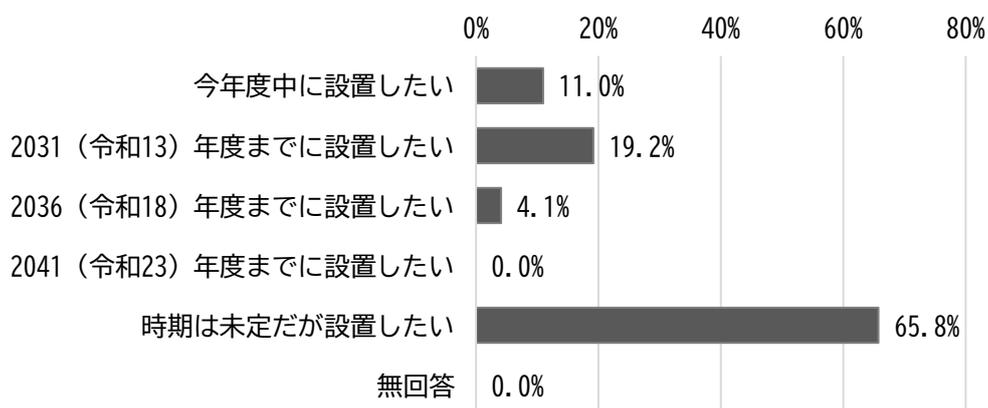
「設置したい」と「できれば設置したい」の合計は61.9%、「あまり設置したいと思わない」と「全く設置したいと思わない」の合計は38.1%となっています。



項目	回答数	比率
設置したい	16	13.6%
できれば設置したい	57	48.3%
あまり設置したいと思わない	34	28.8%
全く設置したいと思わない	11	9.3%
無回答	0	0.0%
回答者数	118	100.0%

◆合併処理浄化槽を「設置したい」又は「できれば設置したい」と回答した方の設置時期について

「時期は未定だが設置したい」が65.8%と最も多く、次いで「2031（令和13）年度までに設置したい」が19.2%、「今年度中に設置したい」が11.0%となっています。



項目	回答数	比率
今年度中に設置したい	8	11.0%
2031（令和13）年度までに設置したい	14	19.2%
2036（令和18）年度までに設置したい	3	4.1%
2041（令和23）年度までに設置したい	0	0.0%
時期は未定だが設置したい	48	65.8%
無回答	0	0.0%
回答者数	73	100.0%

◆合併処理浄化槽を「あまり設置したいと思わない」又は「全く設置したいと思わない」と回答した方の理由について

「現在のし尿や生活排水の処理方法に不便や不都合を感じていない」が28件と最も多く、次いで「設置にお金がかかるから」が18件、「家を使わなくなる予定、又は既に使っていないから」及び「処理水の放流先がないから」が7件となっています。

項目	回答数	比率
現在のし尿や生活排水の処理方法に不便や不都合を感じていない	28	62.2%
設置にお金がかかるから	18	40.0%
工事が面倒だから	6	13.3%
家を使わなくなる予定、または既に使っていないから	7	15.6%
処理水の放流先がないから	7	15.6%
設置スペースがないから	5	11.1%
その他	4	8.9%
無回答	0	0.0%
回答者数	45	

※ 回答者数が少ないため表のみ掲載

また、合併処理浄化槽を「あまり設置したいと思わない」又は「全く設置したいと思わない」と回答した方が設置しようと思えるきっかけについては、「費用負担がさらに軽くなる」が14件と最も多く、次いで「放流先が整備される」が11件、「設置による周辺環境への貢献事例」が2件となっています。

項目	回答数	比率
費用負担がさらに軽くなる	14	31.1%
近隣住民から勧められる	1	2.2%
放流先が整備される	11	24.4%
設置工事の工程等、具体的な情報提供	1	2.2%
設置による周辺環境への貢献事例	2	4.4%
その他	6	13.3%
無回答	10	22.2%
回答者数	45	100.0%

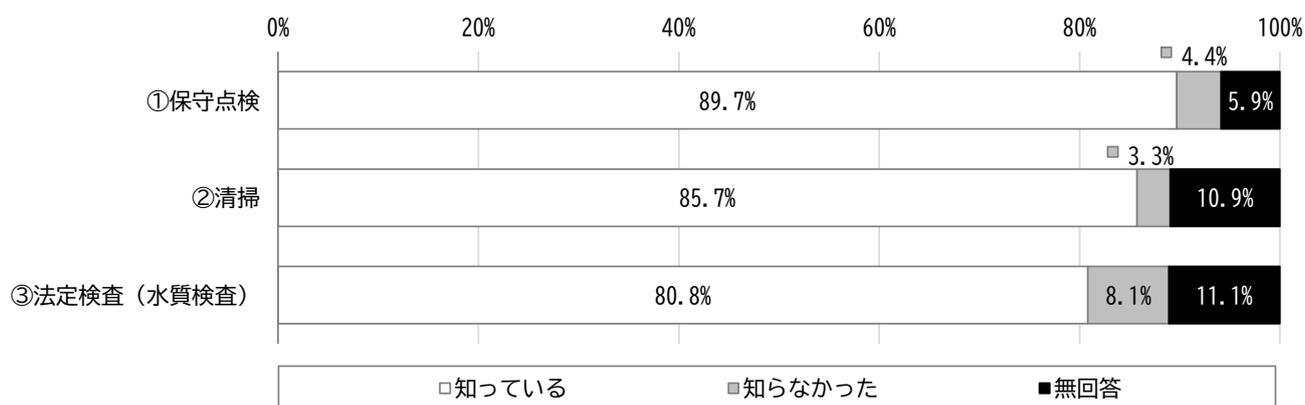
※ 回答者数が少ないため表のみ掲載

◆浄化槽の「保守点検」「清掃」「法定検査（水質検査）*」の3項目が、浄化槽法*による実施義務があることの認知度について

「保守点検」では、「知っている」が89.7%、「知らなかった」が4.4%となっています。

「清掃」では、「知っている」が85.7%、「知らなかった」が3.3%となっています。

「法定検査（水質検査）」では、「知っている」が80.8%、「知らなかった」が8.1%となっています。



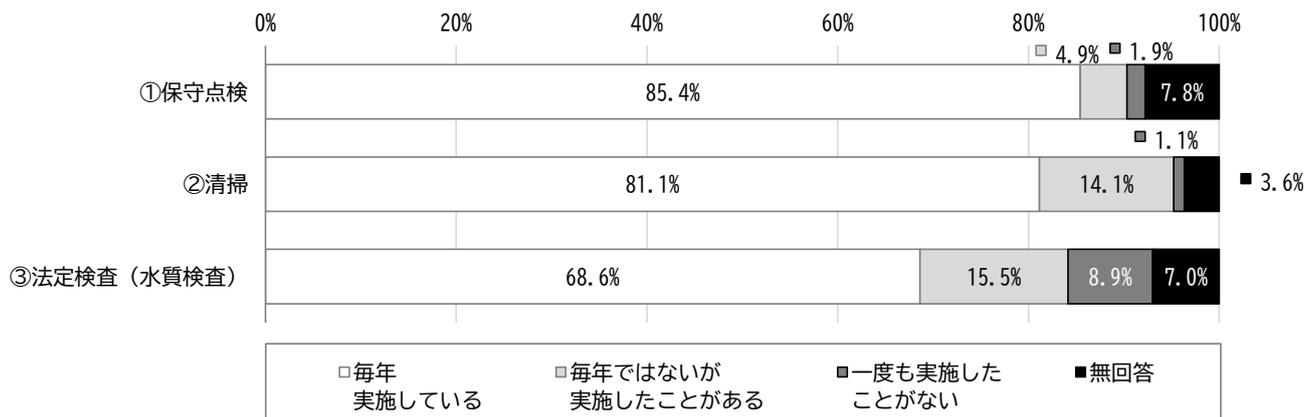
項目	知っている	知らなかった	無回答	合計
①保守点検	566	28	37	631
	89.7%	4.4%	5.9%	100.0%
②清掃	541	21	69	631
	85.7%	3.3%	10.9%	100.0%
③法定検査（水質検査）	510	51	70	631
	80.8%	8.1%	11.1%	100.0%

◆浄化槽の「保守点検」「清掃」「法定検査（水質検査）」の実施状況について

「保守点検」では、「毎年実施している」が85.4%であるのに対し、「一度も実施したことがない」は1.9%となっています。

「清掃」では、「毎年実施している」が81.1%であるのに対し、「一度も実施したことがない」は1.1%となっています。

「法定検査（水質検査）」では、「毎年実施している」が68.6%であるのに対し、「一度も実施したことがない」は8.9%となっています。



項目	毎年実施している	毎年ではないが実施したことがある	一度も実施したことがない	無回答	合計
①保守点検	539	31	12	49	631
	85.4%	4.9%	1.9%	7.8%	100.0%
②清掃	512	89	7	23	631
	81.1%	14.1%	1.1%	3.6%	100.0%
③法定検査（水質検査）	433	98	56	44	631
	68.6%	15.5%	8.9%	7.0%	100.0%

（参考）本市における浄化槽法第11条検査実施率

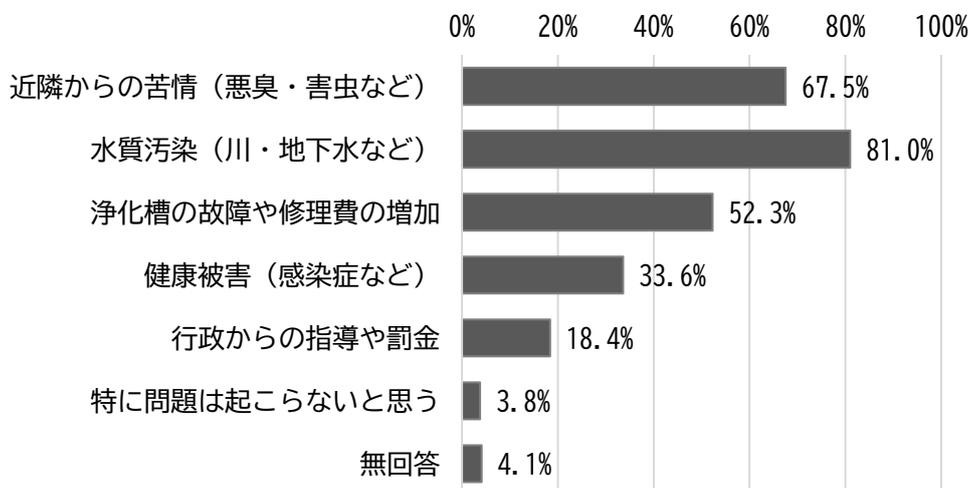
浄化槽は、浄化槽法第11条により年1回の定期水質検査が義務付けられています。

年度	全数	単独	合併
2020（令和2）	21.0%	3.9%	27.3%
2021（令和3）	21.0%	4.3%	27.0%
2022（令和4）	19.3%	3.9%	24.8%
2023（令和5）	19.2%	3.7%	24.5%
2024（令和6）	18.8%	3.4%	24.1%

※ 設置数に対する定期水質検査実施率

◆浄化槽の維持管理*を怠った場合に起こりうる問題の認識について

「水質汚染（川・地下水など）」が81.0%と最も多く、次いで「近隣からの苦情（悪臭・害虫など）」が67.5%、「浄化槽の故障や修理費の増加」が52.3%となっています。



項目	回答数	比率
近隣からの苦情（悪臭・害虫など）	426	67.5%
水質汚染（川・地下水など）	511	81.0%
浄化槽の故障や修理費の増加	330	52.3%
健康被害（感染症など）	212	33.6%
行政からの指導や罰金	116	18.4%
特に問題は起こらないと思う	24	3.8%
無回答	26	4.1%
回答者数	631	

第3章 計画の基本方針

1. 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念

本市を流れる高麗川は、埼玉県を代表する清流であり、その流れによって形成された巾着田は曼珠沙華の群生地として全国的に知られ、本市のシンボルの一つとなっています。このような恵まれた自然環境を守り、育んでいくことは、私たちの重要な使命です。

本市では、快適な生活環境の確保と公共用水域等の水質保全による環境衛生の向上を目的として、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水の適正な処理を通じて公共用水域等の水質保全に努めてきました。

今後とも、各生活排水処理施設の特長や地域の実情を踏まえ、効率的かつ適正な生活排水処理対策を推進します。あわせて、市民の皆様への積極的な啓発を通じて水質保全の重要性を共有し、適正な公共下水道による集中処理と合併処理浄化槽による個別処理を推進します。公共用水域の健全な環境を守りながら、本市の生活排水処理人口普及率 100%の実現を目指し、良好な水環境の形成に努めていきます。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設整備に関する基本方針を次のとおり定めます。

【処理区域】

- ◆ 下水道整備区域*
 - 市街地（公共下水道事業計画区域及び全体計画区域）については、公共下水道による集中処理を行います。ただし、高麗川市街地と高萩市街地に挟まれた区域については、市街化調整区域であり日高市総合計画の将来土地利用構想において、集落地区に分類されていることから、事業の効率性や費用対効果を考慮し、事業の可否を検討しています。
 - 農業集落排水処理区域として整備完了している大谷沢地区については、下水処理場への集約化を計画しているため、2028（令和10）年度までに公共下水道へ接続します。
- ◆ 浄化槽整備区域*
 - 下水道整備区域を除いた区域については、合併処理浄化槽による個別処理を進めていきます。

【対策】

- ◆ 下水道整備区域における、公共下水道未接続住宅に対する普及啓発活動を実施し、下水道接続率の向上を図ります。
- ◆ 浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を使用している住宅を対象に、合併処理浄化槽への転換費用を助成します。
- ◆ 浄化槽の法定検査受検率の向上に向けた、適正な維持管理に関する啓発を行います。
- ◆ し尿及び浄化槽汚泥*の処理については、入間西部衛生組合が運営管理するし尿処理施設の効率的運用を図ります。

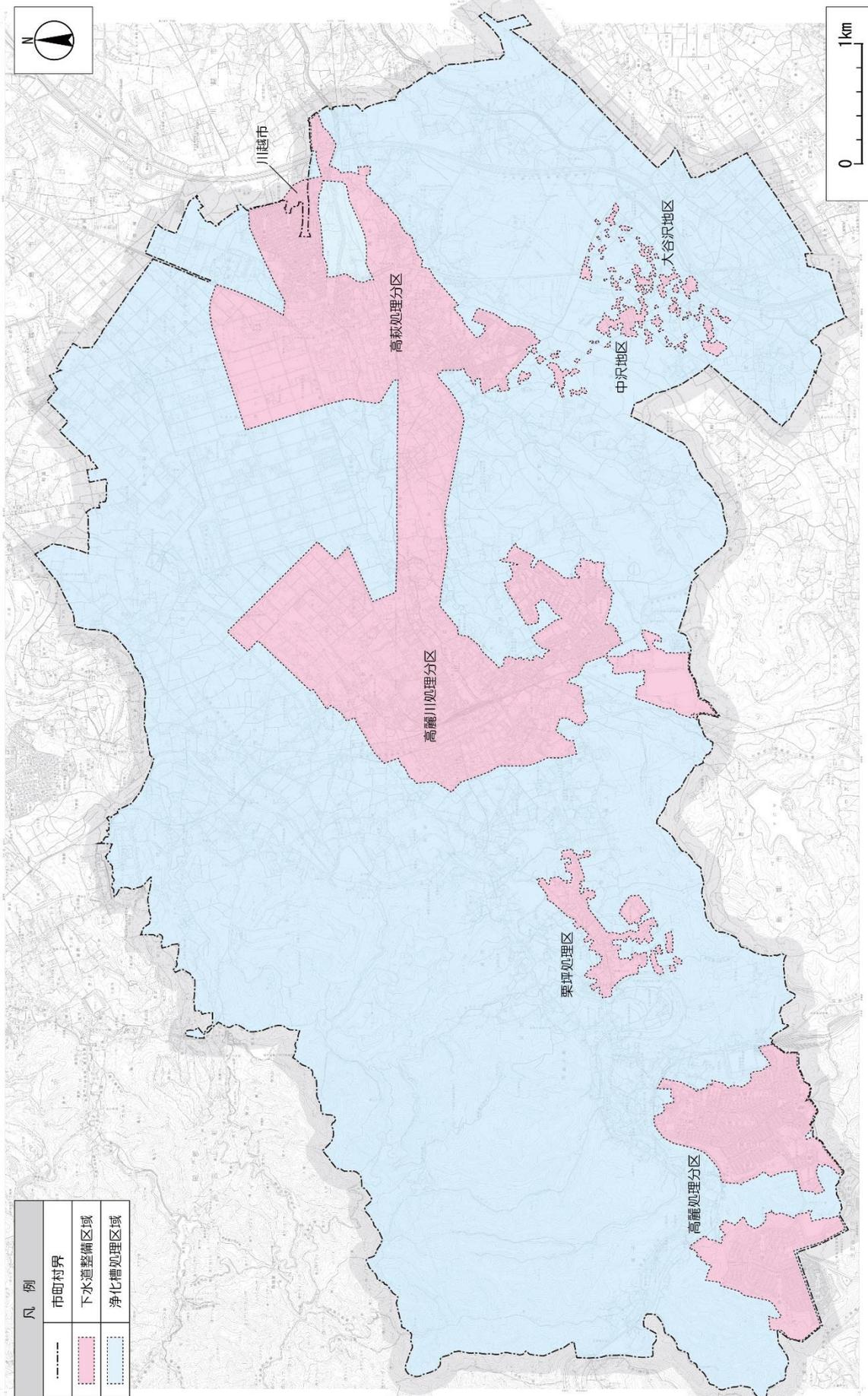
2. 基本構想

(1) 本計画における構想及び計画図の整理

前計画において農業集落排水処理の方向性が示されていた中沢地区及び大谷沢地区について、中沢地区は2004（平成16）年度に公共下水道への接続が完了し、大谷沢地区については、2028（令和10）年度までに公共下水道へ接続する予定です。

■本計画における処理区分別の整備構想

地区名		前計画策定時 2016 (平成28)年度	本計画	整備(予定) 年度	計画区域人口 2049 (令和31)年度
下水道整備区域	高麗地区	公共下水道	公共下水道	2022 (令和4)	3,650
	高麗川地区	公共下水道	公共下水道	2049 (令和31)	12,500
	高萩地区	公共下水道	公共下水道	2049 (令和31)	9,140
	栗坪地区	特定環境保全 公共下水道	特定環境保全 公共下水道	1992 (平成4)	470
	大谷沢地区	農業集落排水処理	公共下水道	2000 (平成12)	—
	中沢地区	農業集落排水処理	公共下水道	2004 (平成16)	—
浄化槽整備区域 (上記地区以外)		合併処理浄化槽	合併処理浄化槽	2049 (令和31)	14,000



■ 日高市生活排水処理基本構想図

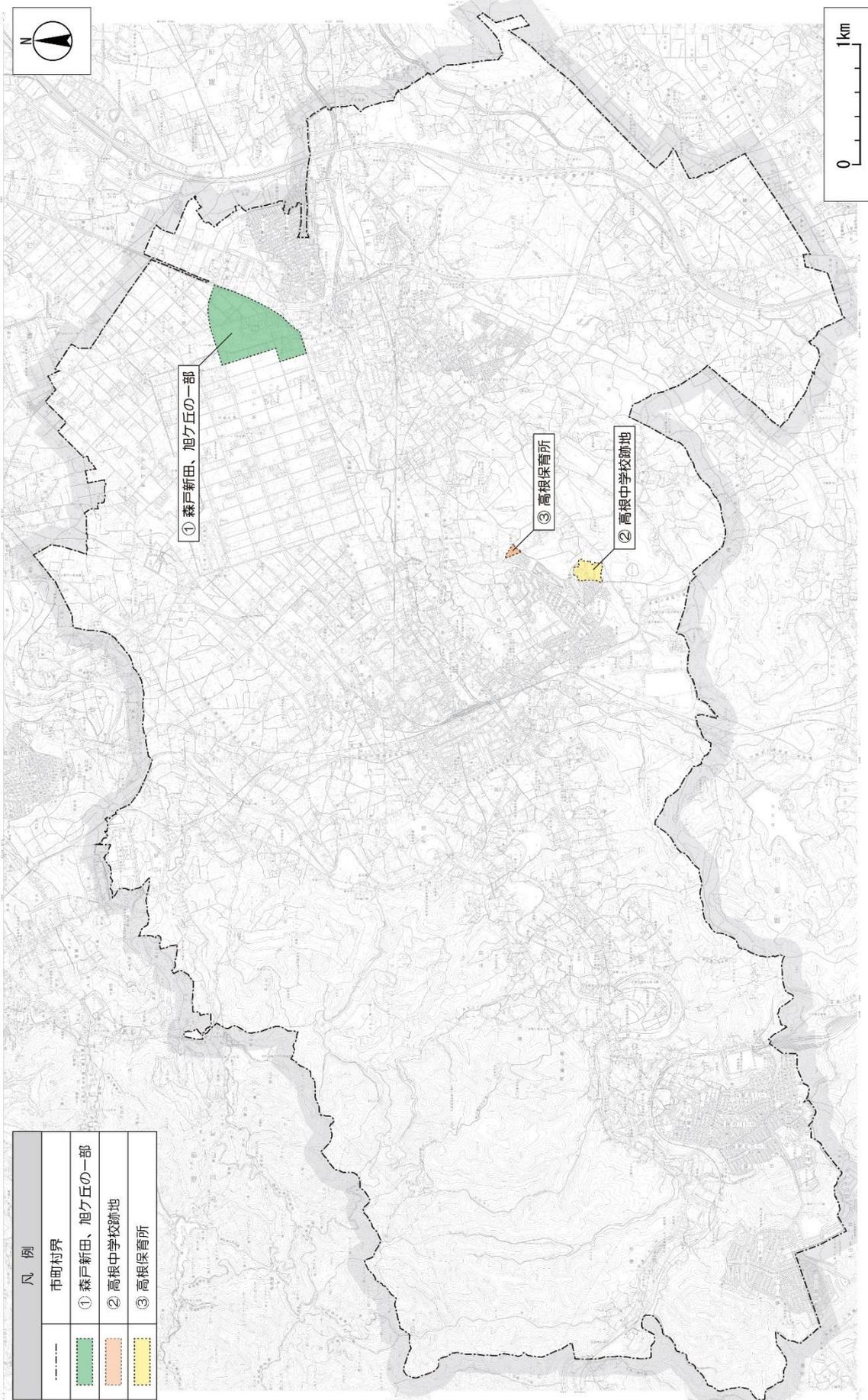
(2) 検討対象区域の整理

検討対象区域（見直し対象区域）とは、費用比較により生活排水処理施設の整備手法の見直しを行う区域のことで、2024（令和6）年度末時点において、日高公共下水道全体計画の計画区域のうち下水道事業計画に位置付けられていない区域です。

本市において、次に示す3区域が該当しました。

■本市における検討対象区域

対象区域	処理方式（現況）			
	公共下水道	合併処理 浄化槽	単独処理 浄化槽	汲み取り 便槽
高萩処理分区	事業計画 区域外	○	○	○
① 森戸新田、旭ヶ丘の一部				
高麗川処理分区	事業計画 区域外	○	—	—
② 高根中学校跡地				
高麗川処理分区	○ （既設）	—	—	—
③ 高根保育所				



■ 検討対象区域図

(3) 検討結果

前項で示した基本方針を基に、生活排水処理施設の整備手法見直しの必要性を次のとおり検証しました。その結果、本計画期間内においては、いずれの区域も変更を行わず、現状の方向性を継続することとしました。

① 森戸新田、旭ヶ丘の一部の区域

本区域は、日高市総合計画における将来土地利用構想で産業系新市街地地域に位置付けられていることから、本計画においても、引き続き単独公共下水道事業*を優先的に実施する方針とします。

なお、整備については土地利用、市街地の形成、費用対効果、整備時期等を勘案し、関係部局と協議していきます。

② 高根中学校跡地の区域

当該中学校は2023（令和5）年度末に閉校し、現在、跡地の活用を希望する事業者を公募しています。

また、県マニュアルの別添「費用比較用マニュアル」に基づき、建物の用途別に定められた基準により処理対象人員を推計する必要があることから、用途が未定である当該区域は検討対象外としました。

③ 高根保育所の区域

本区域は、既に下水道への接続が完了していることから、検討対象外としました。

(4) 本計画の数値目標

本市における生活排水処理の目標設定に当たっては、埼玉県生活排水処理施設整備構想に定められた目標の達成に資することを目的として、以下のとおり目標を設定します。

本市の生活排水処理に係る整備区域は、浄化槽処理区域及び下水道整備区域に区分されます。

浄化槽処理区域は、埼玉県生活排水処理施設整備構想に基づき、2041（令和23）年度を整備完了目標年度とします。

下水道整備区域は、埼玉県生活排水処理施設整備構想及び日高公共下水道全体計画における単独公共下水道事業計画の計画年度に基づき、2049（令和31）年度を整備完了目標年度とします。

なお、下表の2041（令和23）年度時点の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の処理人口は、下水道整備区域における推計値であり、2049（令和31）年度までに、市内全域で生活排水処理100%を達成する見込みです。

また、2024（令和6）年度及び2031（令和13）年度には500人、2036（令和18）年度、2041（令和23）年度及び2049（令和31）年度には400人が、本市の日高公共下水道全体計画の区域に含まれる川越市分の処理人口としてそれぞれ計上されています。

■生活排水処理の目標

（単位：人口（人）、構成比（%））

処理方式	2024 （令和6） 年度		2031 （令和13） 年度		2036 （令和18） 年度		2041 （令和23） 年度		2049 （令和31） 年度	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
計画処理区域内人口	54,537	100.0	50,080	100.0	47,180	100.0	44,420	100.0	40,400	100.0
生活雑排水処理人口	49,454	90.7	47,271	94.4	45,954	97.4	44,176	99.5	40,400	100.0
コミュニティ・プラント	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合併処理浄化槽	13,012	23.9	14,157	28.3	14,795	31.4	14,833	33.4	13,568	33.6
下水道（川越市分含む）	36,442	66.8	33,114	66.1	31,159	66.0	29,343	66.1	26,832	66.4
農業集落排水施設	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
単独処理浄化槽	4,368	8.0	2,424	4.8	1,071	2.3	226	0.5	0	0.0
汲み取り便槽	715	1.3	385	0.8	155	0.3	18	0.0	0	0.0
その他（不明含む）	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

※ 小数点の四捨五入により、合計が100.0%にならない場合があります。

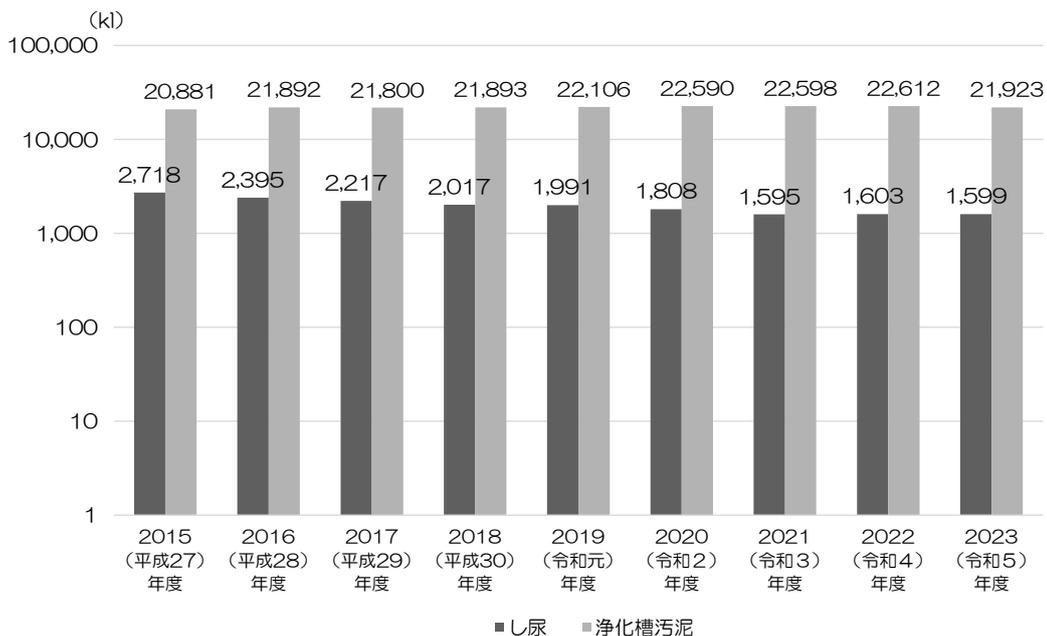
※ 区域内の整備状況をもとに算出しています。

(6) し尿・汚泥の処理計画

① 収集・運搬計画

日高市におけるし尿処理は、入間西部衛生組合が担っており、同組合のし尿処理施設において適正に処理されています。

同組合におけるし尿の年間処理量は年々減少しており、微増傾向だった浄化槽汚泥も2022（令和4）年度をピークに減少へ転じています。今後、人口減少や公共下水道への接続、浄化槽への転換の進行に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量は一層減少することが見込まれます。し尿処理施設の安定的な運用を維持するため、し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集・運搬体制の整備を推進します。



■ 入間西部衛生組合におけるし尿及び浄化槽汚泥の年間処理量の推移

出典：一般廃棄物処理実態調査

② 中間処理計画

入間西部衛生組合は、1965（昭和40）年4月に入間市、日高市のし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務を共同処理するための一部事務組合として発足しました。1967（昭和42）年度に計画処理量72kl/日・嫌気性消化処理方式*として稼働を開始し、搬入されるし尿等の質の変化や搬入量の増加、周辺環境の向上など社会情勢の変化に対応するため、随時施設整備を行ってきました。

現在は、2018（平成30）年度及び2019（令和元）年度に施設整備工事を行い、計画処理量69kl/日の固液分離・希釈下水道放流方式*により、日高市公共下水道へ処理水を放流する施設を運営管理しています。

③ 最終処分計画

中間処理により残る汚泥については、資源化処理を通じて循環型社会に資する形で活用しており、今後も資源化処理を計画的に継続することで、循環型社会の形成に向けた取組を推進します。

第4章 各主体の役割と進捗管理

(1) 市・市民・事業者の役割

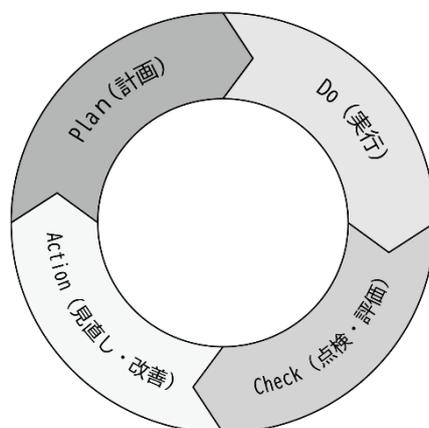
本計画の推進に当たっては、市・市民・事業者がそれぞれの役割を理解し、主体的に取り組む必要があります。各主体の役割を以下に示します。

■主体別の役割

日高市	<ul style="list-style-type: none"> ▶ し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理・運搬体制の構築 ▶ 中間処理及び資源化処理体制の維持・継続 ▶ 公共下水道の整備及び維持管理 ▶ 下水処理場及びし尿処理施設の運営・管理 ▶ 公共施設における単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換 ▶ 生活雑排水の適正処理に係る情報提供・啓発・支援
市民	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共下水道への積極的な接続 ▶ 家庭における合併処理浄化槽への転換 ▶ 浄化槽の維持管理の徹底
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共下水道への積極的な接続 ▶ 事業所における合併処理浄化槽の導入への転換 ▶ 浄化槽の維持管理の徹底 ▶ 収集運搬事業者による廃棄物処理法の遵守と適正処理

(2) 進捗管理

生活排水処理の取組は、計画を策定するだけでなく、その進捗を確認し、必要に応じて改善を重ねていくことが重要です。本計画では、生活排水処理の進捗を定期的に振り返り、次の改善につなげるため「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（点検・評価）」、「Action（見直し・改善）」のPDCAサイクルに基づき実施します。これにより、計画の実効性を高め、継続的な運用を図ります。



■本計画におけるPDCAサイクルイメージ図

あ行

■ 入間西部衛生組合

日高市及び入間市で構成され、し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理を共同で行う一部事務組合です。

か行

■ 河川類型

水質環境基準に基づき、河川の利用目的等に応じて定められる区分です。

■ 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水の両方を微生物の働きなどを利用して浄化処理できる浄化槽で、公共下水道と同等の水質保全効果が期待されます。

■ 川越都市計画区域

川越市、日高市、川島町の行政区域全域を指し、都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要があるとして指定された区域のことです。

■ 環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全を目的として定められた、水質等に関する基準です。

■ 汲み取り便槽

水洗化されていない便所に設置され、排泄物を水で流さず、便器の下に設置されたタンクに直接溜め込み、定期的に専門業者に汲み取り処理する方式です。

■ 下水処理場

公共下水道により集められた生活排水を処理し、放流可能な水質まで浄化する施設です。

■ 下水道計画区域

自治体が「将来、公共下水道を整備する予定である」と決めた区域です。

■ 下水道整備区域

生活排水の処理を公共下水道により行う区域として、計画上位置付けられた区域です。

■ 嫌気性消化処理方式

酸素のない環境（嫌気条件）で、し尿や下水汚泥に含まれる有機物を嫌気性微生物群によって分解・処理する方法です。エネルギーを消費せずに有機物を処理できる省エネ・創エネ技術として注目されており、メタンガスを燃料として利用でき、発生する汚泥も少ないため、循環型社会の形成に貢献する技術です。

■ 公共下水道

主に市街地における下水を排除し、又は処理するため、自治体が整備・管理する下水道システムで、家庭や事業所の汚水（生活排水や工場排水など）を地下の管で集め、下水処理場で処理して川や海へ放流する、又は流域下水道へ接続する役割を担います。

■ 公共用水域

河川、湖沼、海域など、一般の利用に供される水域や、それに接続する公共溝渠、かんがい用水路などの公共の用に供される水路を指し、水質汚濁防止法などで規制対象となる水域です。

■ 固液分離・希釈下水道放流方式

汚れを固形物と液体に分け、液体の方は水で薄めて下水道に流す方法です。

さ行

■ 埼玉県生活排水処理施設整備構想

埼玉県生活環境保全条例第 16 条に基づき、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設である下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽などの整備に関する広域的な計画です。

■ し尿

人の排せつ物を指し、水洗化されていない便所等から収集・処理される排出物のことです。

■ し尿処理施設

収集されたし尿や浄化槽汚泥を中間処理するための施設です。

■ 浄化槽汚泥

浄化槽に流入した汚水を浄化する過程で、微生物が汚水中の有機物を分解する際に生じる副産物です。浄化槽の維持管理には、汚泥等を引き抜く清掃を定期的に行う必要があります。

■ 浄化槽整備区域

公共下水道によらず、合併処理浄化槽による個別処理を基本とする区域です。

■ 浄化槽の維持管理

施設の機能を適正に保つために行う、保守点検、清掃、修繕等の管理行為です。

■ 浄化槽法

浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とした法律です。

■ 新型コロナウイルス感染症

2019（令和元）年 12 月に中国で初めて報告があったのち世界的な流行（パンデミック）を引き起こした新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）を病原体とする感染症です。多様な症状と高い感染性が特徴です。日本でも政府から

緊急事態宣言が発出され、外出自粛や接触機会の低減など、市民生活が大きく制限されました。

■ 水質保全

公共用水域の水質を良好な状態に維持・改善するための取組です。

■ 生活雑排水

日常生活に伴って発生する排水のうち、し尿（トイレから出る排水）を除いた、台所、風呂、洗濯などを指します。

■ 生活排水処理

日常生活に伴って発生する排水を、公共用水域（川や海、湖など）へ排出する前にきれいにする仕組みやプロセスのことです。大きく分けて、し尿と生活雑排水の 2 つの汚れを処理することを指します。

■ 生活排水処理施設

生活排水を環境に適した水質に処理してから自然（川や海など）へ戻すための施設で、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽などの設備やシステムの総称です。

た行

■ 単独公共下水道事業

下水道システムのうち、汚水を環境に適した水質にする下水処理場と、そこへ水を運ぶ下水道管の両方を、一つの自治体が単独で建設・管理・運営する事業のことです。

■ 単独処理浄化槽

し尿（トイレから出る排水）のみを処理する浄化槽です。台所・風呂・洗濯などの生活雑排水は未処理のまま公共用水域へ放流されます。生活雑排水を処理しないため環境への影響が懸念され、2001（平成 13）年 4 月 1 日以降は新規設置が原則禁止され、合併処理浄化槽へ

の転換が強く推奨されています。

■ 第一次産業

農業、林業、水産業といった、自然からの生物資源を利用し、食料や材料として生産や獲得をする産業です。

■ 第二次産業

製造業、建設業などといった、主に第一次産業で生産した原材料を加工し商材とする産業です。

■ 第三次産業

金融、保険、卸売業、小売業、サービス業、情報通信業などといった、第一次や第二次に分類されない産業です。

な行

■ 農業集落排水施設

農業集落地域を対象として整備された生活排水処理施設で、地域単位で生活排水処理を行い、環境に適した水質にして川へ放流したり、農業用水への再利用や汚泥の農地還元を行うなど農業の特質を生かした生活排水処理施設です。

は行

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出抑制と処理の適正化により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として定められた法律です。

■ BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物を微生物が分解する際に消費する酸素量（mg/l）で、河川の汚染度が進むほど、この値は高くなります。水質汚濁の程度を示す代表的指標です。

■ 日高公共下水道全体計画

日高市が下水道事業を進めるうえで、市全体の汚水・雨水処理の将来像や整備の骨格を示す上位計画であり、下水道法に基づき、県が定める荒川流域別計画など上位の計画と整合性を保ちながら策定・見直しされる重要な計画です。

■ 法定検査（水質検査）

浄化槽法に基づき行う保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断です。浄化槽の使用開始後と年 1 回の水質検査の実施が浄化槽法により義務付けられています。

や行

■ 用途地域

都市計画法の地域地区に含まれ、特定の地域でどのような用途で土地を利用するかを定めたものです。居住地域や商業地域、工業地域など、13 種類に分類されています。

日高市生活排水処理基本計画

令和8年3月

発行：日高市 〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢 1020 番地

電話：042-989-2111 FAX：042-985-3371

編集：日高市 市民生活部 環境課 E-mail：kankyou@city.hidaka.lg.jp
